

# 兵庫県公報

令和8年3月24日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 行政手続条例の一部を改正する条例（法務文書課）	6
○ 兵庫県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例（法務文書課）	7
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）	7
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	7
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	10
○ 使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（財政課）	10
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）	14
○ 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）	14
○ 児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（児童家庭課）	15
○ 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（ユニバーサル推進課）	15
○ 食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	15
○ 兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例（地域経済課）	16
○ 環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例（流通戦略課）	17
○ 人と環境にやさしい農業・農村振興条例（農業改良課）	18
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課）	21
○ 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（教職員企画課）	21
○ 金属くず営業条例を廃止する条例（警察本部保安課）	22
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	22

## 公布された法令のあらまし

### ◎行政手続条例の一部を改正する条例（条例第5号）

行政手続法の一部改正により、許可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合であって、当該不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないときに行う公示の方法による聴聞の通知について、当該者の氏名等を不特定多数の者が閲覧できる状態に置く等の措置をとることによって行うこととされることを踏まえ、同法の規定が適用されない本県の条例等を根拠とする不利益処分に係る公示の方法による聴聞の通知について同様の措置をとることによって行うこととする等所要の整備を行うこととした。

### ◎兵庫県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例（条例第6号）

公益信託ニ関スル法律の全部改正及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正により、同法に関する事項を処理するために都道府県に置かれる合議制の機関において処理する事項に公益信託に関する事項が追加され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正により、条例で当該合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるに当たって従うこととされる基準のうち、委員の任命に係る基準に公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることが追加されることに伴い、兵庫県公益認定等委員会の委員の委嘱に係る事項について所要の整備を行うこととした。

### ◎兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 職員の定年等に関する条例の一部改正により、職員の定年が引き上げられたことに伴い、知事の事務部局の職員、警察官、警察官以外の警察職員及び病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 2 尼崎子ども家庭センターの廃止に伴い、知事の事務部局の職員の定数を減員することとした。
- 3 令和5年度におけるスポーツに関する業務の教育委員会の事務部局からの移管に伴い一時的に知事の事務部局に配置した教職員について、段階的に知事の事務部局の職員への振替えを実施することとし、知事の事

務部局の職員の定数を増員することとした。

- 4 兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）の開設等に伴い、病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 5 病床利用率を踏まえた病床の集約に応じた看護師の適正配置のため、病院事業の職員の定数を減員することとした。

**◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）**

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、第2種初任給調整手当を新設するとともに、県政改革方針に基づき、防災監等の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施する等、所要の整備を行うこととした。

**◎特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）**

県政改革方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

**◎使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）**

次に掲げる条例に定める手数料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例

**◎後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）**

後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算定する際に用いる割合の標準となる厚生労働大臣が定める率として、新たに子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率が定められること等に伴い、当該割合の設定等をするるとともに、現在の基金の残額、資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、令和8年度については、新たな拠出金を求めず基金を運用することとする等、所要の整備を行うこととした。

**◎国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）**

子ども・子育て支援法の一部改正により、健康保険者は子ども・子育て支援納付金を国に納付する義務を負うこととされ、国民健康保険法の一部改正により、当該納付金の納付に要する必要に充てるため、新たに各市町から当該費用分の国民健康保険事業費納付金を徴収することとされることに伴い、当該市町が負担する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に係る基準等を定める等、所要の整備を行うこととした。

**◎児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（条例第13号）**

尼崎市が児童相談所を設置することに伴い、尼崎こども家庭センターを廃止することとした。

**◎兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）**

兵庫県立総合リハビリテーションセンターにおいて、障害福祉サービスとして、障害者本人が就労先及び働き方についてより良い選択ができるよう、就労を希望する障害者等に対し、就労に関する適性等の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮の整理等を行う就労選択支援を行うこととするに伴い、当該支援を受けるための兵庫県立総合リハビリテーションセンターの利用につき、使用料を徴収することとした。

**◎食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（条例第15号）**

- 1 食品衛生法施行規則（以下「省令」という。）で定める基準（以下「参酌基準」という。）を参酌して、条例で定めることとされている公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、食品衛生法施行令に掲げるものに係る施設の基準について、省令の一部改正により、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。）と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。）により調理された食品を販売する飲食店営業に係る施設の基準が定められたことに伴い、当該営業に係る条例で定める施設の基準を参酌基準と同様とすることとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 関西広域連合域内における自動車による飲食店営業に係る施設の基準の共通化に係る指針が策定されたこと等を踏まえ、飲食店営業及び魚介類販売業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに関する基準を参酌基準と同様とすることとし、所要の整備を行うこととした。

**◎兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例（条例第16号）**

兵庫県信用保証協会に対して県が有する回収納付金請求権の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的として、

条例を制定することとした。

◎環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第17号）

バイオディーゼル燃料混和軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例について、当該特例の期限（令和8年3月31日）が経過することに伴い、当該特例を廃止することとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

◎人と環境にやさしい農業・農村振興条例（条例第18号）

人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的として、この条例を定めることとした。

1 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 「人と環境にやさしい農業」とは、次に掲げる農業をいう。

ア 有機農業（有機農業の推進に関する法律に規定する有機農業をいう。以下同じ。）

イ 環境創造型農業（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いる生産方式により行われる農業（有機農業を除く。）をいう。以下同じ。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資すると認められる農業

(2) 「人と環境にやさしい農村」とは、人と環境にやさしい農業が行われている農村その他の地域をいう。

(3) 「人と環境にやさしい農業及び農村」とは、人と環境にやさしい農業及び人と環境にやさしい農村をいう。

(4) 「食品等関連事業者」とは、農産物若しくは食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、流通若しくは販売又はこれらを飲食させる役務の提供を業として行う者をいう。

2 基本理念

(1) 人と環境にやさしい農業の振興は、県内の農業者等（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）が、長年にわたって特別の労力を要する有機農業及び環境創造型農業に取り組み、これらの農業による農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能を持つことへの理解の促進に重要な役割を果たすとともに、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域の実現に寄与していることを踏まえ、気候の変動、生物の多様性の低下等、農業を取り巻く環境が変化する中においても、将来にわたり農業が持続的に発展し、県民に対する食料の安定供給の確保が図られるよう、農業生産活動における環境への負荷が低減され、かつ、生産性が向上されることを旨として行われなければならないものとする。

(2) 人と環境にやさしい農業の振興に当たっては、化学的に合成された肥料又は農薬を施用又は使用して行われる従来の生産方式が日常生活に必要な食料の供給の確保のために獲得されたものであることを踏まえ、当該生産方式との調和に配慮しつつ、当該生産方式により農業を行う農業者等との相互理解を促進するとともに、人と環境にやさしい農業に対する農業者等、食品等関連事業者、県民その他の関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより行われなければならないものとする。

(3) 人と環境にやさしい農村の振興は、人と環境にやさしい農業の生産活動の継続的な実施及び当該生産活動が行われることにより生ずる多面的機能（食料・農業・農村基本法に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の適切かつ十分な発揮による恵沢を県民が将来にわたって享受できるようにすることが重要であることを踏まえ、人口の減少及び高齢化が進展する中においても、地域において人と環境にやさしい農業を支えることができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることを旨として行われなければならないものとする。

3 県の責務

(1) 県は、2に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(2) 県は、地域の実情に応じて人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、市町、農業者等、食品等関連事業者その他の関係者と相互に連携を図りながら、研究開発、技術の普及及び生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) 県は、人と環境にやさしい農業及び農村が次代の社会を担う子どもをはじめとする県民に引き継がれる

よう、食生活が、森林の持つ水源の<sup>かん</sup>涵養機能により育まれる水や生物など自然の恩恵の上に成り立ち、かつ、農産物等（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の生産に関わる農業者等や食品等関連事業者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、県民に対し、理解の増進その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 4 市町の役割

- (1) 市町は、基本理念にのっとり、その地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- (2) 市町は、県が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 5 農業者等の役割

- (1) 農業者等は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの農業生産活動において、環境への負荷の低減に資するための生産方式の導入、資材の調達その他の取組を行うよう努めるものとする。
- (2) 農業者等は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 6 食品等関連事業者の役割

- (1) 食品等関連事業者は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの事業活動等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の調達、流通の確保その他の取組を行うよう努めるものとする。
- (2) 食品等関連事業者は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 7 県民の役割

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- (2) 県民は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 8 技術の研究開発の促進等

県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資するよう、試験研究に関する体制の整備、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術及び情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発の促進、高温に対する耐性を有し、又は省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 9 技術の普及等の促進

県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術の普及及び新品種の導入が促進されるよう、当該技術の活用等に関する情報の農業者等への提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 10 生産基盤の整備及び保全

県は、農業者の減少及び高齢化の進展、気候の変動、生物の多様性の低下その他の農業を取り巻く情勢が変化する中においても、人と環境にやさしい農業をはじめとする農業生産活動が継続的に行われるよう、地域の特性に応じて、環境との調和及び様々な農業の生産方式の間の調和に配慮しつつ、生産基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の生産基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

#### 11 環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進

県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、生物の多様性の確保、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 12 人材の確保及び育成

県は、人と環境にやさしい農業の経営を担うべき人材を確保し、及び育成するため、農業者の人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 13 農産物等の出荷の促進

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷が促進されるよう、人と環境にやさしい農業を行う農業者の組織化の推進、農業機械の共同利用の促進、当該農産物等の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 14 農産物等の流通の合理化の促進

県は、県民が人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手することができるよう、農業者等、食品等関連事業者その他関係者と連携して、直売所若しくは農産物等の集荷、貯蔵、出荷等の用に供する施設の設置又は有効活用、当該農産物等の流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 15 県民の選択の機会の確保

県は、農産物等の消費に際し、県民の選択の機会の確保に資するよう、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の適切な情報の提供の推進、当該農産物等の付加価値の向上の促進、当該農産物等の生産者と県民との交流の機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 16 学校給食等における農産物等の利用の促進

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の消費の増進を図るため、学校給食その他の給食における当該農産物等の利用の促進、学校等における食と農に関する教育の機会の提供、当該農産物等の生産者等及び栄養教諭その他の教育関係者又は食品等関連事業者その他の当該農産物等を利用する事業者との連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 17 地域協働体制の構築等

県は、人と環境にやさしい農村が、農業者を含む地域住民その他の関係者による自発的かつ自律的な意思に基づく地域の共同利益の実現のための活動によって支えられ、将来にわたって人と環境にやさしい農業の持続的な発展の基盤たる重要な役割を果たせるよう、これらの者が相互に連携と協働を図る体制の構築、地域社会の維持に資する諸条件の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 18 高齢者、障害者等の農作業支援活動への参画の機会創出等

県は、人と環境にやさしい農村において、高齢者、障害者、農業以外の事業に従事している者等が、その有する能力又は機会に応じて農作業を支援する活動を通じて、人と環境にやさしい農業の振興を図るため、これらの者が当該活動に参画することができる機会の創出その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 19 地域運営組織の育成

県は、人と環境にやさしい農村において、農業者を含む地域住民その他の関係者が将来にわたって農業生産活動を支えることができるよう、これらの者による農業その他の地域社会の維持に資する取組を総合的に運営する組織の育成を図るとともに、人と環境にやさしい農村の振興に寄与する人材の参画の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 20 多面的機能の発揮に関する活動の促進

県は、人と環境にやさしい農村が、県民に対する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の発揮を図るための基盤たる重要な役割を果たし、将来にわたって県民がその恵沢を享受することができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者による生産基盤の保全、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 21 地域の資源を活用した事業活動等の促進

県は、人と環境にやさしい農村における農産物等、農地、水、ため池その他の地域の資源を地域が有効に活用することができるよう、農業と農業以外の産業との連携による地域の資源を活用した事業活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 22 都市との交流等

県は、人と環境にやさしい農村が、消費地に近い特性を生かし、県民の人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深め、かつ、健康的でゆとりのある生活に資することができるよう、都市に住む者が余暇を利用して人と環境にやさしい農村へ滞在する機会を提供する事業活動の促進その他の人と環境にやさしい農村と都市との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 23 行財政上の措置等

県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 24 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

◎兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第19号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めることとした。

◎公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担の最高限度額が見直されることを踏まえ、教職員が週休日等に部活動における児童又は生徒に対する指導業務に従事した場合に支給する特殊業務手当の額を引き上げることとした。

◎金属くず営業条例を廃止する条例（条例第21号）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の制定により、特定金属くず買受業を営む場合の都道府県公安委員会に対する届出義務が創設されるとともに、古物営業法施行規則の一部改正により、古物に該当するエアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ、電線並びにグレーチング（金属製のものに限る。）について、対価の総額が1万円未満となる取引であっても古物商による相手方の確認義務等の対象となったこと等を踏まえ、金属くず営業条例を廃止することとした。

◎兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 西宮市域をはじめとする阪神圏域において、安定的かつ継続的に良質な医療を提供するため、兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院を統合再編し、同圏域における中核的な総合病院として、兵庫県立西宮総合医療センターを新設することとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、兵庫県立こども病院の診療科目に緩和ケア内科を追加することとした。

条 例

行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第5号

行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条、第13条及び第14条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の右に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の右に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

~~~~~  
兵庫県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第6号**

**兵庫県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例**

兵庫県公益認定等委員会条例（平成19年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「公益法人」の右に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第7号**

**兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例**

（兵庫県職員定数条例の一部改正）

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,295人」を「6,373人」に、「543人」を「545人」に、「12,881人」を「12,888人」に、「11,958人」を「11,964人」に、「923人」を「924人」に、「19,721人」を「19,806人」に改める。

（兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正）

第2条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「7,828人」を「8,176人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第8号**

**職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号を次のように改める。

（2）初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）

第16条の6の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第16条の7 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前提任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第16条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じて得た額を、勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤

務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（日曜日及び同法に規定する休日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、第2種初任給調整手当の支給に必要事項は、人事委員会規則で定める。

第17条第2項第2号中「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「短時間勤務職員」に改める。

第27条の3中「第2号」の右に「（第1種初任給調整手当に係る部分に限る。）」を加える。

附則第3条中「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に改める。

附則第5条中「令和7年6月」を「令和8年6月」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第4号を次のように改める。

（4）初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）

第18条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第18条の6 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第10条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第18条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じて得た額を、勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（日曜日及び同法に規定する休日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事

委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第19条第2項第2号中「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「短時間勤務職員」に改める。

第30条の2中「第4号」の右に「（第1種初任給調整手当に係る部分に限る。）」を加える。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の右に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、当該職員に適用される給料月額及び第4条の2に規定する地域手当の額の合計額並びにその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理規程で定めるものに支給する。

（職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例の一部改正）

第4条 職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「初任給調整手当」の右に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の右に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第8条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第8条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、当該職員に適用される給料月額及び第6条に規定する地域手当の額の合計額並びにその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理規程で定めるものに支給する。

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「初任給調整手当」の右に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第15条中「第5条の規定による改正後の職員給与条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）」を

「職員給与条例第16条の7第1項、」に、「第6条の規定による改正後の教育職員給与条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）を「教育職員給与条例第18条の6第1項、」に改める。

附則第16条中「改正後の職員給与条例」を「職員給与条例」に改める。

附則第17条中「改正後の教育職員給与条例」を「教育職員給与条例」に改める。

附則第18条中「改正後の職員給与条例」を「第5条の規定による改正後の職員給与条例」に、「改正後の教育職員給与条例」を「第6条の規定による改正後の教育職員給与条例」に改める。

附則第22条中「第12条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の2及び」に改める。

附則第26条中「第18条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条の2及び」に改める。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第9号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和7年4月分から令和8年3月分まで」を「令和8年4月分から令和9年3月分まで」に改める。

附則第4項中「令和7年6月」を「令和8年6月」に改める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第10号

使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の部(2)の款中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

別表第4の1の2の部を同表1の3の部とし、同表1の部の次に次のように加える。

1の2 児童福祉法に関する手数料

| 名 称                    | 事 務 の 区 分                                                                      | 金 額     |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 地域限定保育士試験手数料       | 児童福祉法（以下この部において「法」という。）第18条の28第1項の規定に基づく同項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）の実施 | 12,700円 |
| (2) 地域限定保育士試験全部免除申請手数料 | 児童福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第21条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査       | 2,400円  |
| (3) 地域限定保育士登録申請手数料     | 法第18条の33第3項の規定に基づく地域限定保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。）の登録の申請に対する審査                | 4,200円  |

|                        |                                                  |        |
|------------------------|--------------------------------------------------|--------|
| (4) 地域限定保育士登録証書換え交付手数料 | 政令第20条の6において準用する政令第17条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の書換え交付 | 1,600円 |
| (5) 地域限定保育士登録証再交付手数料   | 政令第20条の6において準用する政令第18条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の再交付   | 1,100円 |

別表第4の21の部(41)の4の2の款中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改め、同表42の部(26)の款中「第14条第7項(同条第15項)」を「第14条第6項(同条第13項)」に、「第14条第7項若しくは第9項」を「第14条第6項若しくは第8項」に改め、同部(27)の款及び(28)の款中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同部(28)の2の款中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改め、同表60の3の部(1)及び(2)の款中「25,000円」を「33,000円」に、「29,000円」を「37,000円」に、「34,000円」を「42,000円」に、「38,000円」を「46,000円」に、「42,000円」を「50,000円」に、「50,000円」を「59,000円」に、「63,000円」を「71,000円」に、「75,000円」を「84,000円」に改め、同部(3)の款を次のように改める。

|                              |                                                                    |                                                           |                                                         |         |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------|
| (3) サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料 | 法第9条第1項の規定に基づく登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録に対する審査                    | 登録事項の変更がサービス付き高齢者向け住宅を追加するもの(以下この部において「追加変更」という。)である場合    | 追加変更に係るサービス付き高齢者向け住宅(以下この部において「追加変更住宅」という。)の戸数が10戸以下のもの | 33,000円 |
|                              |                                                                    |                                                           | 追加変更住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの                                 | 37,000円 |
|                              |                                                                    |                                                           | 追加変更住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの                                 | 42,000円 |
|                              |                                                                    |                                                           | 追加変更住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの                                 | 46,000円 |
|                              |                                                                    |                                                           | 追加変更住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの                                 | 50,000円 |
|                              |                                                                    |                                                           | 追加変更住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの                                 | 59,000円 |
|                              |                                                                    |                                                           | 追加変更住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの                                | 71,000円 |
|                              |                                                                    |                                                           | 追加変更住宅の戸数が101戸以上のもの                                     | 84,000円 |
|                              | 登録事項の変更がサービス付き高齢者向け住宅の規模又は構造若しくは設備に係るもの(以下この部において「規模等変更」という。)である場合 | 規模等変更に係るサービス付き高齢者向け住宅(以下この部において「規模等変更住宅」という。)の戸数が10戸以下のもの | 33,000円                                                 |         |
|                              |                                                                    | 規模等変更住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの                                  | 37,000円                                                 |         |
|                              |                                                                    | 規模等変更住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの                                  | 42,000円                                                 |         |
|                              |                                                                    | 規模等変更住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの                                  | 46,000円                                                 |         |
|                              |                                                                    | 規模等変更住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの                                  | 50,000円                                                 |         |
|                              |                                                                    | 規模等変更住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの                                  | 59,000円                                                 |         |
|                              |                                                                    |                                                           |                                                         |         |
|                              |                                                                    |                                                           |                                                         |         |

|  |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                       |                                                       |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|  |                                                                                                                                                                              | 規模等変更住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの                                                                                                                                                                                             | 71,000円                                               |
|  |                                                                                                                                                                              | 規模等変更住宅の戸数が101戸以上のもの                                                                                                                                                                                                  | 84,000円                                               |
|  |                                                                                                                                                                              | 登録事項の変更が法第6条第1項第9号から第11号まで若しくは第14号に掲げる事項又は同項第15号に掲げる事項（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第6条第5号に掲げる事項のうち高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合における当該事業者の委託契約に係る事項に限る。）（以下この部において「入居者の資格等変更」という。）である場合 | 16,000円                                               |
|  | 登録事項の変更がサービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（法第7条第1項第1号に規定する居住部分をいう。以下この部において同じ。）の床面積を18平方メートル以上25平方メートル未満とするもの又はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるもの（以下この部において「面積等変更」という。）である場合 | 面積等変更に係るサービス付き高齢者向け住宅（以下この部において「面積等変更住宅」という。）の戸数が10戸以下のもの                                                                                                                                                             | 6,300円                                                |
|  |                                                                                                                                                                              | 面積等変更住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの                                                                                                                                                                                              | 7,000円                                                |
|  |                                                                                                                                                                              | 面積等変更住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの                                                                                                                                                                                              | 7,800円                                                |
|  |                                                                                                                                                                              | 面積等変更住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの                                                                                                                                                                                              | 8,500円                                                |
|  |                                                                                                                                                                              | 面積等変更住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの                                                                                                                                                                                              | 9,200円                                                |
|  |                                                                                                                                                                              | 面積等変更住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの                                                                                                                                                                                              | 9,900円                                                |
|  |                                                                                                                                                                              | 面積等変更住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの                                                                                                                                                                                             | 11,000円                                               |
|  |                                                                                                                                                                              | 面積等変更住宅の戸数が101戸以上のもの                                                                                                                                                                                                  | 13,000円                                               |
|  |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                       | 登録事項の変更が法第6条第1項第12号の前払金を受領するサービス付き高齢者向け住宅事業とするものである場合 |
|  |                                                                                                                                                                              | 登録事項の変更がサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を賃貸借契約以外の契約とするものである場合                                                                                                                                                                   | 4,200円                                                |

別表第4の60の3の部の備考1(1)中「(法第7条第1項第1号に規定する居住部分をいう。)」を削り、同部の備考1(1)の表金額の欄中「6,200円」を「6,300円」に、「6,900円」を「7,000円」に、「7,600円」を「7,800円」に、「8,300円」を「8,500円」に、「9,000円」を「9,200円」に、「9,700円」を「9,900円」に、「12,000円」を「13,000円」に改め、同部の備考1(2)中「6,200円」を「6,300円」に改め、同部の備考2の表金額の欄及び備考3の表金額の欄中「6,200円」を「6,300円」に、「6,900円」を「7,000円」に、「7,600円」を「7,800円」に改め、

円)に、「8,300円」を「8,500円」に、「9,000円」を「9,200円」に、「9,700円」を「9,900円」に、「12,000円」を「13,000円」に改め、同部の備考に次のように加える。

- 4 追加変更と規模等変更とを併せて行う登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録の審査に係るサービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料の金額は、(3)の款の追加変更である場合に定める金額とする。
- 5 追加変更と入居者の資格等変更とを併せて行う登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録の審査に係るサービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料の金額は、(3)の款の追加変更である場合に定める金額とする。
- 6 規模等変更と入居者の資格等変更とを併せて行う登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録の審査に係るサービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料の金額は、(3)の款の規模等変更である場合に定める金額とする。
- 7 追加変更と規模等変更と入居者の資格等変更とを併せて行う登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録の審査に係るサービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料の金額は、(3)の款の追加変更である場合に定める金額とする。

別表第4の62の2の部を次のように改める。

62の2 マンションの再生等の円滑化に関する法律に関する手数料

| 名 称                                                                                    | 事 務 の 区 分                                                                             | 金 額      |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 | マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 160,000円 |

別表第5の1の部保育士試験全部免除申請手数料の項中「児童福祉法施行令」の右に「(以下この部において「政令」という。)」を加え、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同部に次のように加える。

|                    |                                                 |                          |
|--------------------|-------------------------------------------------|--------------------------|
| 地域限定保育士試験手数料       | 法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施                  | 法第18条の32第1項に規定する指定地域試験機関 |
| 地域限定保育士試験全部免除申請手数料 | 政令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 | 法第18条の32第1項に規定する指定地域試験機関 |

(兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（令和3年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2ひょうごはじまり館の款中

「

|       |             |        |        |        |
|-------|-------------|--------|--------|--------|
| 研修室   | A           | 3,300円 | 4,600円 | 7,900円 |
|       | B           | 3,300円 | 4,600円 | 7,900円 |
| 企画展示室 | 1日につき7,900円 |        |        |        |

」

を

「

|         |              |        |        |        |
|---------|--------------|--------|--------|--------|
| 研修室     | A            | 3,300円 | 4,600円 | 7,900円 |
|         | B            | 3,300円 | 4,600円 | 7,900円 |
| 第1企画展示室 | 1日につき11,000円 |        |        |        |
| 第2企画展示室 | 1日につき7,900円  |        |        |        |

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の21の部の改正規定 公布の日

(2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の42の部の改正規定 令和8年5月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例別表第2ひょうごはじまり館の款に規定する企画展示室の利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例別表第2ひょうごはじまり館の款に規定する第2企画展示室の利用に係る処分、手続その他の行為とみなす。

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第11号**

**後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例**

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例（平成20年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例で定める割合は、100,000分の41」を「基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は100,000分の38とし、子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は100,000分の4」に改める。

附則第3項中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度」に、「100,000分の41」を「100,000分の38」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 令和8年度における第2条の規定の適用については、同条中「100,000分の4」とあるのは、「0」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第12号**

**国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例**

国民健康保険事業の運営に関する条例（平成29年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 介護納付金納付金基礎額（第19条—第22条）

第5章 財政安定化基金（第23条—第30条）」

を

「 第3節 介護納付金納付金基礎額（第19条—第22条）

第4節 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額（第22条の2—第22条の5）

第5章 財政安定化基金（第23条—第30条） 」

に改める。

第4章に次の1節を加える。

第4節 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

第22条の2 知事は、算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数を定めるものとする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第22条の3 算定政令第11条の2第4項に規定する条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、同項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第22条の4 算定政令第11条の2第5項に規定する条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、同項第2号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲）

第22条の5 算定政令第11条の2第7項に規定する条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、0を超え、かつ、1未満とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



兵庫県児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第13号**

**児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例**

児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例（平成12年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表尼崎こども家庭センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第14号**

**兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「第13項に規定する」の右に「就労選択支援又は同条第14項に規定する」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



兵庫県食品衛生法基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第15号**

**食品衛生法基準条例の一部を改正する条例**

食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の部中「、同表第3号チで定める基準（同条第1号及び第4号に掲げる営業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに係る部分に限る。）中「水栓は」とあるのは「水栓は必要に応じて」とを削り、「同表第5号ホ(2)及びへ(2)」を「同表第5号へ(2)及びト(2)」に、「同号ホ(4)」を「同号へ(4)」に改め、同表第2の部4(2)中「別表第20第1号(1)及び(2)」を「別表第20第1号イ(1)及び(2)」に、「同号(1)」を「同号イ(1)」に、「同号(2)」を「同号イ(2)」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の部の改正規定（「、同表第3号チで定める基準（同条第1号及び第4号に掲げる営業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに係る部分に限る。）中「水栓は」とあるのは「水栓は必要に応じて」とを削る部分に限る。）及び次項から附則第4項までの規定は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第1項の許可を受けて自動車における飲食店営業又は魚介類販売業（以下「自動車飲食店営業等」という。）を行っている者に対する法第54条の規定に基づく営業施設の基準（以下「営業施設の基準」という。）については、当該許可の有効期間の満了の日（当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受ける場合にあつては、当該許可の有効期間の満了の日）までは、なお従前の例による。

3 第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第52条第1項の許可を受けて自動車飲食店営業等を行っている者に対する営業施設の基準については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

4 第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に旧法第52条第1項の許可を受けて自動車飲食店営業等を行っている者が、当該許可の有効期間の満了に際し、新たに法第55条第1項の許可を受ける場合における当該者に対する営業施設の基準については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、この条例による改正前の食品衛生法基準条例別表に定める基準によるものとする。



兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**兵庫県条例第16号**

**兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例**

（目的）

第1条 この条例は、兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金請求権の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法第8条第1項の業務方法書に従い中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 保証協会が実施する求償権の放棄又は求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。
- (4) 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じる損失に対して県が補償を行うことを約するものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回

収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。

(6) 回収納付金請求権 回収納付金を受け取る権利をいう。

(回収納付金請求権の放棄等)

第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号のいずれかの計画に基づくものであり、かつ、当該計画に基づく中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理が地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、及び当該求償権に係る回収納付金請求権を放棄することができる。

(1) 投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合であつて、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第140条第1号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けたものをいう。）の支援を受けて策定された事業再生計画（中小企業者等の事業の再生に関する計画をいう。以下同じ。）

(2) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された事業再生計画

(3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停の手続（同法第17条第1項の規定による調停条項の定めを除く。）又は当該特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の決定に基づき策定された事業再生計画又は弁済計画（中小企業者等の債務の弁済に関する計画をいう。以下同じ。）

(4) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定若しくは同法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を受けた事業再生計画又は当該特定支援決定を受けた弁済計画

(5) 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業再生計画

(6) 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言（同法第135条第5項の規定により決定された事項又は同項に規定する専門的な助言に基づくものに限る。）を受けて策定された事業再生計画

(7) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号の指導又は助言を受けて策定された事業再生計画

(8) 中小企業者等の私的整理手続（金融機関その他の債権者との合意により債務の減免その他の債務に係る権利関係の調整を行う手続をいう。）に関する指針として規則で定めるものに基づき策定された事業再生計画又は弁済計画

(9) 前各号に掲げる計画に準ずるものとして知事が認める計画  
(報告)

第4条 知事は、前条第2項の規定による放棄をしたときは、その旨を議会に報告するものとする。  
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第17号

環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例

(環境の保全と創造に関する条例の一部改正)

第1条 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第143条の2」を「第143条」に改める。

第143条の2を削る。

(兵庫県税条例の一部改正)

第2条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第21条の4の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(軽油引取税の課税免除の特例)」を付し、同条第7項中「附則第21条の4の3に」を「次条第1項に」に、「附則第21条の4の3第1項」を「同項」に改める。

附則第21条の4の2を削り、附則第21条の4の3を附則第21条の4の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした第2条の規定による改正前の兵庫県税条例附則第21条の4の2第1項に規定する混和対象物の部分の引取りに係る軽油引取税の課税免除については、なお従前の例による。



人と環境にやさしい農業・農村振興条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第18号

人と環境にやさしい農業・農村振興条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策（第9条—第17条）

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策（第18条—第23条）

第4章 雑則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の果たすべき責務並びに市町、農業者等、食品等関連事業者及び県民の果たすべき役割を明らかにするとともに、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な農業の生産方式における相互の間の調和に配慮しつつ、環境への負荷の低減が図られる農業生産活動の促進、農産物を供給する基盤である人と環境にやさしい農村の営農環境及び生活の利便性の確保その他の人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進し、人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「人と環境にやさしい農業」とは、次に掲げる農業をいう。

- (1) 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。以下同じ。）
- (2) 環境創造型農業（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いる生産方式により行われる農業（有機農業を除く。）をいう。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資すると認められる農業

2 この条例において「人と環境にやさしい農村」とは、人と環境にやさしい農業が行われている農村その他の地域をいう。

3 この条例において「人と環境にやさしい農業及び農村」とは、人と環境にやさしい農業及び人と環境にやさしい農村をいう。

4 この条例において「食品等関連事業者」とは、農産物若しくは食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、流通若しくは販売又はこれらを飲食させる役務の提供を業として行う者をいう。

(基本理念)

第3条 人と環境にやさしい農業の振興は、県内の農業者等（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）が、

長年にわたって特別の労力を要する有機農業及び環境創造型農業に取り組み、これらの農業による農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能を持つことの理解の促進に重要な役割を果たすとともに、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域の実現に寄与していることを踏まえ、気候の変動、生物の多様性の低下等、農業を取り巻く環境が変化する中においても、将来にわたり農業が持続的に発展し、県民に対する食料の安定供給の確保が図られるよう、農業生産活動における環境への負荷が低減され、かつ、生産性が向上されることを旨として行われなければならない。

2 人と環境にやさしい農業の振興に当たっては、化学的に合成された肥料又は農薬を施用又は使用して行われる従来の生産方式が日常生活に必要な食料の供給の確保のために獲得されたものであることを踏まえ、当該生産方式との調和に配慮しつつ、当該生産方式により農業を行う農業者等との相互理解を促進するとともに、人と環境にやさしい農業に対する農業者等、食品等関連事業者、県民その他の関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより行われなければならない。

3 人と環境にやさしい農村の振興は、人と環境にやさしい農業の生産活動の継続的な実施及び当該生産活動が行われることにより生ずる多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第4条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の適切かつ十分な発揮による恵沢を県民が将来にわたって享受できるようにすることが重要であることを踏まえ、人口の減少及び高齢化が進展する中においても、地域において人と環境にやさしい農業を支えることができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域の実情に応じて人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、市町、農業者等、食品等関連事業者その他の関係者と相互に連携を図りながら、研究開発、技術の普及及び生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、人と環境にやさしい農業及び農村が次代の社会を担う子どもをはじめとする県民に引き継がれるよう、食生活が、森林の持つ水源の涵養機能により育まれる水や生物など自然の恩恵の上に成り立ち、かつ、農産物等（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の生産に関わる農業者等や食品等関連事業者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、県民に対し、理解の増進その他必要な措置を講ずるものとする。

（市町の役割）

第5条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町は、県が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

（農業者等の役割）

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの農業生産活動において、環境への負荷の低減に資するための生産方式の導入、資材の調達その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 農業者等は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

（食品等関連事業者の役割）

第7条 食品等関連事業者は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの事業活動等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の調達、流通の確保その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 食品等関連事業者は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第8条 県民は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

### (技術の研究開発の促進等)

第9条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資するよう、試験研究に関する体制の整備、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術及び情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発の促進、高温に対する耐性を有し、又は省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

### (技術の普及等の促進)

第10条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術の普及及び新品種の導入が促進されるよう、当該技術の活用等に関する情報の農業者等への提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

### (生産基盤の整備及び保全)

第11条 県は、農業者の減少及び高齢化の進展、気候の変動、生物の多様性の低下その他の農業を取り巻く情勢が変化する中においても、人と環境にやさしい農業をはじめとする農業生産活動が継続的に行われるよう、地域の特性に応じて、環境との調和及び様々な農業の生産方式の間の調和に配慮しつつ、生産基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の生産基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

### (環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進)

第12条 県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、生物の多様性の確保、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

### (人材の確保及び育成)

第13条 県は、人と環境にやさしい農業の経営を担うべき人材を確保し、及び育成するため、農業者の人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

### (農産物等の出荷の促進)

第14条 県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷が促進されるよう、人と環境にやさしい農業を行う農業者の組織化の推進、農業機械の共同利用の促進、当該農産物等の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他必要な施策を講ずるものとする。

### (農産物等の流通の合理化の促進)

第15条 県は、県民が人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手することができるよう、農業者等、食品等関連事業者その他関係者と連携して、直売所若しくは農産物等の集荷、貯蔵、出荷等の用に供する施設の設置又は有効活用、当該農産物等の流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

### (県民の選択の機会の確保)

第16条 県は、農産物等の消費に際し、県民の選択の機会の確保に資するよう、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の適切な情報の提供の推進、当該農産物等の付加価値の向上の促進、当該農産物等の生産者と県民との交流の機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

### (学校給食等における農産物等の利用の促進)

第17条 県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の消費の増進を図るため、学校給食その他の給食における当該農産物等の利用の促進、学校等における食と農に関する教育の機会の提供、当該農産物等の生産者等及び栄養教諭その他の教育関係者又は食品等関連事業者その他の当該農産物等を利用する事業者との連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

## 第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

### (地域協働体制の構築等)

第18条 県は、人と環境にやさしい農村が、農業者を含む地域住民その他の関係者による自発的かつ自律的な意思に基づく地域の共同利益の実現のための活動によって支えられ、将来にわたって人と環境にやさしい農業の持続的な発展の基盤たる重要な役割を果たせるよう、これらの者が相互に連携と協働を図る体制の構築、地域社会の維持に資する諸条件の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

### (高齢者、障害者等の農作業支援活動への参画の機会創出等)

第19条 県は、人と環境にやさしい農村において、高齢者、障害者、農業以外の事業に従事している者等が、その有する能力又は機会に応じて農作業を支援する活動を通じて、人と環境にやさしい農業の振興を図るため、これらの者が当該活動に参画することができる機会の創出その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域運営組織の育成)

第20条 県は、人と環境にやさしい農村において、農業者を含む地域住民その他の関係者が将来にわたって農業生産活動を支えることができるよう、これらの者による農業その他の地域社会の維持に資する取組を総合的に運営する組織の育成を図るとともに、人と環境にやさしい農村の振興に寄与する人材の参画の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮に関する活動の促進)

第21条 県は、人と環境にやさしい農村が、県民に対する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の発揮を図るための基盤たる重要な役割を果たし、将来にわたって県民がその恵沢を享受することができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者による生産基盤の保全、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域の資源を活用した事業活動等の促進)

第22条 県は、人と環境にやさしい農村における農産物等、農地、水、ため池その他の地域の資源を地域が有効に活用することができるよう、農業と農業以外の産業との連携による地域の資源を活用した事業活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(都市との交流等)

第23条 県は、人と環境にやさしい農村が、消費地に近い特性を生かし、県民の人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深め、かつ、健康的でゆとりのある生活に資することができるよう、都市に住む者が余暇を利用して人と環境にやさしい農村へ滞在する機会を提供する事業活動の促進その他の人と環境にやさしい農村と都市との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

(行財政上の措置等)

第24条 県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第25条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第19号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「13,940人」を「13,822人」に、「7,803人」を「7,874人」に、「7,670人」を「7,679人」に、「3,610人」を「3,669人」に、「33,023人」を「33,044人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第20号

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2第2項第7号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



金属くず営業条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第21号

金属くず営業条例を廃止する条例

金属くず営業条例（昭和39年兵庫県条例第56号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（警察手数料徴収条例の一部改正）

- 3 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表12の部を削る。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第22号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表兵庫県立西宮病院の項を次のように改める。

|                |          |
|----------------|----------|
| 兵庫県立西宮総合医療センター | 西宮市津門大塚町 |
|----------------|----------|

第2条第3項の表兵庫県立西宮病院の款を次のように改める。

|                |           |                                                                                                |     |
|----------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 兵庫県立西宮総合医療センター | 内 科       | 内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科<br>脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 ペインクリニック内科 腫瘍内科                              | 552 |
|                | 外 科       | 外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 ペインクリニック外科                                          |     |
|                | 上記以外の診療科目 | 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科<br>放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科<br>臨床検査科 救急科 歯科口腔外科 |     |

第2条第3項の表兵庫県立こども病院の款内科の項中「新生児内科」を「新生児内科 緩和ケア内科」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において管理規程で定める日から施行する。ただし、第2条第3項の表兵庫県立こども病院の款内科の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。